

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年5月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700134号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800003号

第1 結論

請求者のA事業所B支所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年7月1日から同年9月12日に訂正し、昭和55年7月及び同年8月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

また、C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年11月1日から同年9月12日に訂正し、昭和55年9月の標準報酬月額を22万円、昭和55年10月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和55年7月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

A事業所B支所の事業主は、請求者に係る昭和55年7月1日から同年9月12日までの期間、C事業所の事業主は、請求者に係る昭和55年9月12日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年7月1日から同年11月1日まで

昭和47年7月からA事業所本社で勤務し、昭和52年10月にA事業所B支所(以下「B支所」という。)へ転勤となった。その後、請求期間当時にB支所は独立しC事業所となったが、請求期間について勤務は継続していた。

年金記録によると、B支所で昭和55年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年11月1日にC事業所で同資格を取得しており、請求期間の被保険者記録は確認できないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和55年9月11日までB支所に、同年9月12日からC事業所にそれぞれ正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された給料明細、昭和55年分給与所得の源泉徴収票、昭和56年度市民税道民税特別徴収税額通知書及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書離職証明書の写し(以下「各資料」という。)により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿によると、B支所は、昭和55年7月1日に適用事業所でなくなっている上、C事業所は、同年11月1日に適用事業所となっていることが確認で

き、両事業所が請求期間において適用事業所であった記録はないが、i) 商業・法人登記簿謄本によると、両事業所は、昭和 55 年 9 月 12 日時点において法人の事業所であったことが確認できること、ii) オンライン記録によると、請求者及び同僚 6 人が B 支所において昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年 11 月 1 日に C 事業所において同資格を取得していることが確認できること、iii) 当該同僚 6 人のうち、生存及び所在が確認できた 4 人に照会し、回答を得られた 2 人が請求者と同様に、請求期間について自身を含む 5 人以上が継続して勤務していた旨の陳述をしており、請求者及び当該同僚 6 人が請求期間において継続して勤務していたことが推認されることを踏まえると、請求期間のうち、B 支所は昭和 55 年 7 月 1 日から同年 9 月 11 日までの期間、C 事業所は昭和 55 年 9 月 12 日から同年 10 月 31 日までの期間、それぞれ当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和 55 年 9 月 11 日まで B 支所に、同年 9 月 12 日から C 事業所に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、各資料により確認又は推認される報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 22 万円、昭和 55 年 10 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 支所の本店である A 事業所は、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから確認することができないが、昭和 55 年 7 月 1 日から同年 9 月 11 日までの期間について、B 支所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る昭和 55 年 7 月及び同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、C 事業所についても、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから確認することができないが、昭和 55 年 9 月 12 日から同年 10 月 31 日までの期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者に係る昭和 55 年 9 月及び同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700138号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800004号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る船舶所有者における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①昭和18年12月から昭和19年2月8日まで
②昭和19年3月25日から同年9月8日まで

昭和18年12月頃から船員として乗船し、いくつも船を乗り換えながら勤務していた。船を乗り換える際に、1週間程度は乗船していないことがあったが、それ以外の期間は継続して乗船していたにもかかわらず、請求期間①及び②について、船員保険の被保険者記録がない。

請求期間①及び②に乗船していた船舶所有者名や船舶名は覚えておらず、何回くらい船を乗り換えたかとも思い出せないが、船舶運営会の命令により、いずれかの船に乗っていたことは間違いないので、調査の上、請求期間①及び②について船員保険の被保険者であったと記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に乗船していた船舶所有者名及び船舶名を記憶していないと述べており、請求に係る船舶所有者を特定することができない。

また、当時、戦時下における海運管理を行っていた船舶運営会は、昭和25年に商船管理委員会に改組されたため廃止されており、同委員会についても、商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭和27年法律第24号)により解散していることが確認できることから、請求者の請求に係る事実を裏付ける関連資料を得ることができない。

なお、オンライン記録によると、請求者は、昭和19年2月8日から同年3月25日までの期間について、A船舶所有者B船舶における船員保険の被保険者記録が確認できるところ、請求者は、同船舶に乗船及び下船した具体的な時期は覚えていないとしながらも、もう少し長い期間乗船していたと思うと述べているが、A船舶所有者を吸収合併したC船舶所有者は、請求者に関する資料はないと回答している上、A船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳を確認したものの、請求期間①及び②にA船舶所有者B船舶における被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できる者が見当たらないことから、請求者の主張を裏付ける陳述及び関連資料を得ることができない。

また、厚生労働省社会・援護局から提供された徴傭船舶B船舶雇員傭人採用上申書、外地配属徴用船員船舶名簿及び徴用船員船舶別名簿(いずれも海軍省(当時)作成)において、請求者は、海軍省がA船舶所有者B船舶の徴用を開始した昭和19年3月3日に採用され、同月24日に下船したと記録されており、同船舶が徴用される前の乗船記録を確認することはできない。

ものの、下船した日については、船員保険の被保険者資格喪失年月日（昭和 19 年 3 月 25 日）と符合していることが確認できる。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700139号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月30日

請求期間にA事業所から賞与が支給されたと思うが、年金記録では、標準賞与額の記録がない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間について、標準賞与額を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本によると、A事業所は、平成21年12月31日に解散し、平成26年11月10日に清算終了していることが確認できる上、オンライン記録によると、平成22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、当該事業所の請求期間当時の代表取締役及び清算終了時の代表清算人のほか、当該事業所の事業を継承している事業所に照会したものの、いずれからも協力が得られず、請求期間に係る賞与の支給事実を確認できる関連資料及び回答を得ることができない。

また、請求者は、請求期間当時に自身と同内容の業務に従事していたとする同僚3人の名前を挙げているところ、オンライン記録によると、当該3人は、いずれも当該事業所における標準賞与額の記録がない上、当該3人に照会し、一人から回答が得られたものの、当該同僚は、請求期間に係る賞与が支給されたか否かについて記憶しておらず、「全員に賞与が支給されていた訳ではなかった。」と回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与支給明細書等の資料を保管していないことから、請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されたことを確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。